

事業主の皆さんへ

個人住民税は特別徴収で収めましょう

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民と府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

原則、所得税の源泉徴収義務に基づき適正な特別徴収の実施を

個人市町村民がある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することとが法令等で義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

▼特別徴収のメリット

- 個人住民税の税額計算は市町村が行うため、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整を行う必要はありません。
- 従業員の皆さんは、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

▼手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

なお、総括表等には、給与支払者の法人番号(個人事業主は個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。

詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

国税務課市民税係 (☎983・1113、983・2164)

提出期限 令和6年1月31日(水)まで

償却資産の申告書等は 京都地方税機構へ

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要で、提出期限近は大変混雑します。令和6年1月中向までの早期申告にご協力をお願いします。

▼提出先

現在、提出先が京都地方税機構に変わり、京都市を除く京都府内の市町村分

京都地方税機構
業務課償却資産担当 (☎414・4503)
市税務課資産税係 (☎983・2480)

消費税インボイス制度等説明会

■制度説明会 (会場：宇治税務署別館大会議室)

内容	開催日	時間
① インボイス制度の概要について	12月11日(月)	午後2時~2時45分

※定員は20人(参加無料)。

■登録要否相談会 (会場：宇治税務署)

対象	開催日	時間
② 登録の要否を悩まれている個人事業者向け	12月28日(木)まで ※土日祝日を除く。	午前10時~11時 午前11時~正午 午後1時~2時
③ 登録の要否を悩まれている法人向け		午前10時~11時 午後2時~3時

※相談時間は各回1時間程度となります。

問①、③に関する事 = 宇治税務署法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)、
②に関する事 = 宇治税務署個人課税第1部門 (☎0774-44-4424)

今年10月1日から導入されたインボイス制度の説明会等が宇治税務署で開催されています。参加する場合は、開催日前日の午後5時までに電話で予約してください(土・日・祝日を除く)。

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

市・府民税(第4期分)、国民健康保険料(第7期分)の納期限は12月28日(木)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付をお願いします。

口座振替をご希望の人は、引き落としを希望する月の前月15日までに

口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関に依頼書がない場合あり)や市役所へ提出してください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を

送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

※国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付済通知書を令和6年1月末に送付します。

■今年4月から

地方税の納付がさらに便利に
市・府民税(普通徴収)や固定資産税の納付書に印刷された地方税統一QRコード(eL-QR)を利用すると、全国のeL-QR対応金融機関や八幡市役所、コンビニ、スマホ決済、地方税お支払サイトで納付することができます。

※詳しくは市ホームページ(QRコードからアクセス可)をご覧ください。



問市税に関する事 = 税務課市民税係 (☎983-2481)、国民健康保険料に関する事 = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

やわたブランド「ヤワタカラ」認定品を募集



QRコードからアクセス可。

※詳細は「ヤワタカラ認定申請の手引き」をご覧ください(上記の協会、商工会に配架)。

※申請書や申請調書等は、市ホームページほか、商工観光課や観光協会、商工会に配架。

※申請数は1事業者につき2点まで。

※申請方法は「ヤワタカラ認定申請の手引き」を熟読の上、所定の申請書と申請調書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、12月28日(木)午後5時15分までに「やわたブランド審査委員会事務局(商工観光課)へ持参(郵送不可)。

■対象商品

- 食料品(食品表示基準に規定する加工食品)
- 生鮮食品・農作物は対象外。
- 工芸品

八幡市産の素材を使用した商品、市内に存在する歴史ある商品、八幡らしい名称・デザインをした商品など、八幡ならではの商品をやわたブランド「ヤワタカラ」として認定・発信するための逸品を募集します。

問やわたブランド審査委員会事務局(商工観光課) (☎983-2853)